

社会福祉法人鶴来会
指定通常型通所介護事業所
デイサービス「あじさいの郷」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第 1772200208 号)

当事業所はご利用者に対して指定介護予防通所介護及び通所介護サービス(以下通所介護サービス)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上にご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

◇◆目次◇◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	
4. 職員の配置状況	
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 利用に中止、変更、追加	5
7. 事故発生時の対応	
8. 緊急時の対応	
9. 苦情の受付について	6
10. 第三評価実施状況	
11. ハラスメントについて	
12. 虐待防止について	

1. 事業者

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 鶴来会 |
| (2) 法人所在地 | 石川県白山市明島町春130番地 |
| (3) 電話番号 | 076-273-5006 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 新村 康二 |
| (5) 法人設立年月 | 平成15年 7月28日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
(平成16年8月20日指定 石川県第1772200208号)
- (2) 事業所の目的 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため適正なサービスを提供する。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター「あじさいの郷」
- (4) 事業所の所在地 石川県白山市明島町春130番地
- (5) 電話番号 076-273-5006
- (6) 事業所長(管理者) 供田 隆裕
- (7) 当事業所の運営方針 要介護者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の支援・介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練等を行う。また、事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成16年8月20日
- (9) 利用定員 35名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 白山市(白峰、尾口、河内、鳥越、吉野谷、松任、美川地区を除く)
能美市(岩本、灯台笹、宮竹、三ツ口は実施、その他辰口及び根上、寺井地区を除く)
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (ただし、1月1日から1月3日は除く)
受付時間	午前8時15分～午後5時15分
営業時間	通常 午前8時15分～午後5時15分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職種	職員配置
1. 事業所長(管理者)※	1名
2. 介護職員	5名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員(機能訓練指導員兼務)	1名以上
5. 機能訓練指導員(看護師兼務)	1名以上

※印は特別養護老人ホームと兼務

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8：15～17：15 ☆原則として5名の介護職員がお世話します。
2. 看護職員	勤務時間： 8：15～17：15 ☆原則として1名の看護師がお世話します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについて、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①利用料金基本額（要介護利用料・・・別紙利用料金表）

- ・当事業所では、日常生活の動作(排泄介助、食事介助、余暇活動等)に対し支援・援助を行います。

②入浴（別紙料金表参照）

- ・入浴又はシャワー浴を行ないます。寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

③サービス提供体制加算(別紙料金表参照)

介護保険法における介護職員配置基準による体制加算です。（職員体制等により加算に変更される場合があります）。

④介護職員等処遇改善加算（別紙料金表参照）

- ・利用料及び加算(食費を除く)の合計に 12%を乗じたものを介護職員等処遇改善加算として算定されます。（別紙料金表 参照）

⑤若年性認知症入所者受入れ加算（別紙料金表 参照）

若年性の認知症利用者の方が通所介護を利用した場合に一日あたり算定される加算となります。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払いいただきます。

※介護サービスを受ける場合に、サービスに要した費用のうち市町村より認定された適用期間において介護保険の負担割合に応じた割合分の金額を支払うこととなります。

①通所介護利用料(別紙料金表参照)

☆ご利用者がまだ要支援及び要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い：但し自立認定された場合について

は、介護保険から払い戻しを受けることはできません)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者の介護保険料の支払い滞納等により、事業者が保険者から介護給付の支払いが受けることができない場合についても償還払いとなります。事業者へのお支払後、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。但しご利用者の介護保険料の滞納期間によっては、介護保険から、一部の金額、又は全額について払い戻しを受けることができない場合があります。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆送迎を行なわない場合(要介護認定者)(別紙料金表参照)

片道に付き一定単位の減算があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 食事費 食事費とは、食材費及び食事を提供するために係る人件費、調理等に係る料金です。(別紙料金表参照)

※管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食時を提供します。

(食事時間)

昼食：12：00 ～ 12：45

② 入場料が必要な野外行事に参加された場合の料金に要した費用の実費

③理髪サービス(散髪、顔剃り、顔剃りのみ 別紙料金表参照)

月に1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。但しご利用に際する費用は、利用者が業者(理美容院)にお支払いただくことになります。

(3) 日常生活上必要となる諸費用(ご利用者が希望したとき)

紙おむつ等 要した費用の実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(4) 利用料金のお支払方法

○前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払下さい。

○月間に複数の回数をご利用される場合は、当該月最終サービス利用終了日に当該月間のご利用日数に基づく合計金額をお支払下さい。

ア. 送迎サービス終了後の、ご自宅での現金支払
 イ. 窓口での現金支払
 ウ. 下記指定口座への振込み
 銀行名 北國銀行 鶴来支店
 口座名義 社会福祉法人 鶴来会 理事長 新村康二
 口座番号 普通 332352
 ※振込みの際はご利用者又はご家族名義でお願いします。
 エ. ご家族又はご利用者名義の口座から自動振替

6. 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの開始日の前日までに事業所に申し出てください。(別紙料金表参照)
- 利用予定日の午前8時15分までに申し出があった場合 無料
 利用予定日の午前8時15分までに申し出がなかった場合 有料
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用の希望する期日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

7. 事故発生時の対応

- 通所介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

8. 緊急時の対応

ご利用者のご利用期間中に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を講じます。

☆協力医療機関

医療機関の名称	新村病院
所在地	石川県白山市月橋町722番地12
診療科	内科・外科・整形外科・胃腸科 等

●緊急時の連絡が取れるよう、連絡先の変更があった場合は、速やかにお知らせ下さい。

別紙緊急連絡シート

9. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 生活相談員 大竹広美 倉本百合香

○連絡電話番号 076-273-5006

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:15～17:15

（2）鶴来会苦情解決第三者委員会

○元児童民生委員 堀 雄一

○社会福祉法人鶴来会監事 澤田 えつ子

（3）行政機関その他苦情受付機関

鶴来支所長寿福祉課	所在地	白山市鶴来本町4-ヌ-84
	電話番号	076-272-1970
石川県国民健康保険団体連合会 高齢者介護サービス苦情110番	所在地	金沢市幸町12番1号
	電話番号	076-231-1110
石川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館内
	電話番号	076-234-2556

10. 第三者評価の実施状況

実施の有無 無

11. ハラスメントについて

利用者・家族等における信頼関係により、安全安心な環境での支援が成り立っております。職員へのハラスメント等により、必要な支援の継続が出来ない場合は、予告期間を定めた上で改善に努めていただきます。それでも改善に至らない場合は、事業所からの申し出により利用停止（契約解除）となります。

12. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待防止等の為に、次に掲げる必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者を選任しております。
- （2）成年後見制度の利用を支援します。
- （3）苦情解決体制を整備しております。
- （4）従業員に対し、虐待防止の為の啓発を目的とした研修を実施していきます。
- （5）従業員が支援をするにあたり、悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- （6）虐待を発見した際は、市町村窓口へ迅速かつ適切に通報いたします。また、虐待等が発生した場合は市町村などが行う調査などに協力いたします。

13. 天災地変及び緊急時の対応と免責

・事業者は、サービス提供中に地震、風水害、その他の天災地変等が発生し、通常サービス提供が困難と判断した場合は、利用者の安全を最優先に確保した上でサービス提供を中止すると共に、緊急連絡先へ連絡し、帰宅の措置を講じます。

但し、道路状況やご家族の状況により帰宅が困難な場合には安全が確保されるまで事業所内での待機、または指定避難所への誘導を行うものとします。

・前項の緊急事態において、道路の寸断や事業所車両が動かないことなどにより、通常の送迎サービスの提供ができない場合がございます。

・不可抗力による災害や、事業者側の予測や回避が不可能な事由によって生じた損害（緊急帰宅中の不可抗力による事故等）について、事業者に故意または重大な過失がない限り、事業者はその賠償の責を負わないものとします。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ない、交付しました。

指定通所介護事業所 デイサービス あじさいの郷

説明者 職 名 _____
氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明、交付を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

代理人は本人の契約意思を確認し、本人に代り上記署名を行いました。

本人との関係

署名代行理由

住 所 _____

氏 名 _____

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 6, 272. 27㎡
- (3) 事業所の周辺環境

当施設は、白山から流れる手取川と国道157号線の近くに位置し、四季折々の景色は社会生活の喧騒から心を開放するものであります。近隣には、地元商店街や文化施設もあり、地域あるいは施設間の交流が図りやすい環境にあります。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員..... ご利用者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言等を行ないます。5名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員..... ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行ないます。1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員..... 主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行ないますが日常生活上の介護、介助等も行ないます。1名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員... ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するために訓練を行います。
1名以上の機能訓練指導員を配置しています。(看護師兼務)

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結時に作成する「通所介護計画」に定めます。
- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業所の紹介等必要な支援を行ないます。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)



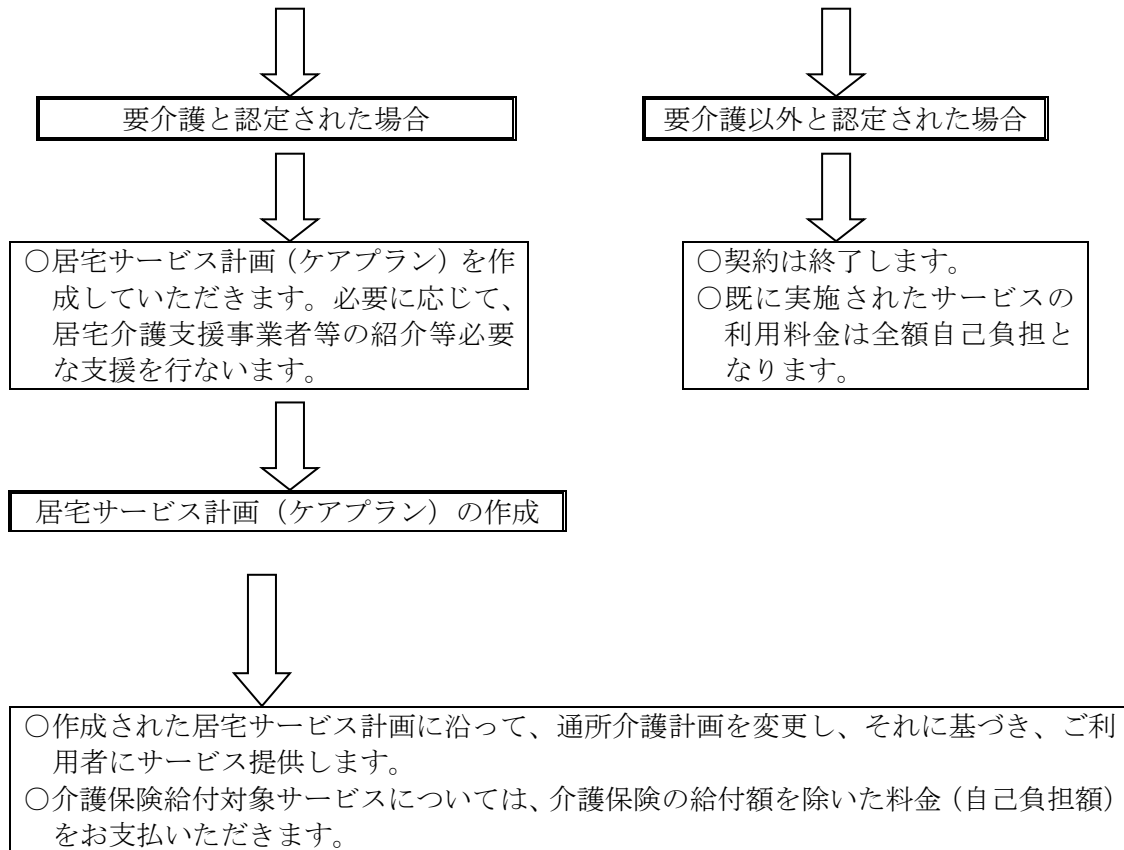
居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険対象サービスについては介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行ないます。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付費対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



4. サービス提供における事業者の義務

- 当事業所では、ご利用に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護師と連携の上、ご家族等から聴取、確認します。
 - ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。
 - ⑥事業者は、サービス提供時において、事故が発生した場合には市町村及び関係各機関並びにご利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所においては、宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご利用者又はご家族に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービスをやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援・要介護認定の有効機関満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡された場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から、利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご利用者が入院された場合③ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④ 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合⑤ 事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者及びご家族者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦ 他のご利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは、傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

（２） 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご利用者が、契約締結時に、ご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご利用者又は、ご家族者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|--|

（３） 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

個 人 情 報 提 供 同 意 書

社会福祉法人 鶴来会
理事長 新村 康二 殿

_____ (利用者)は、デイサービス あじさいの郷が、利用者に対する通所介護サービスの提供に際して、利用者及び家族、代理人に関する知り得た事項について、利用者が利用する居宅介護支援事業者等又は他の居宅介護サービス事業者において、連携及び適切なサービスを提供するために、必要となる限度において（利用者の心身の状態及びおかれている環境等について）利用者及び家族、代理人の個人情報を利用することに同意致します。

令和 年 月 日

利用者 氏 名 _____

家族・代理人 氏 名 _____